月２回発行　2019年12月１日／毎月１・15日発行　昭和29年10月12日第３種郵便物認可　通巻2343号

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

シールドマシン内の墜落防止対策を徹底

坑内に潜む危険は「見える化」

奥村ＪＶ　相鉄・東急直通線、新横浜トンネル

特集Ⅱ

現場での対話・啓発を重視

第78回　全国産業安全衛生大会　in　京都

スポット

体感車両が事業場を巡回

明電舎　ＶＲでリアルな災害体験見せる

電子版はカラーでご覧になれます!!
電子版登録（無料）のお問い合わせは
0120-972-825
メルマガも配信中です！

No.2343
2019 12/1

社労士が教える 労災認定の境界線

長年のヘルパー業務で頸肩腕障害に

＜執筆＞
一般社団法人ＳＲアップ21　東京会
社会保険労務士永井事務所
所長　永井　康幸

第303回

■ 災害のあらまし ■

ホームヘルパーとして勤務していたXが、長年にわたり身体介護と家事援助などの業務に従事し、その結果、頸肩腕（けいけんわん）障害および腰痛症を発症した。

■ 判断 ■

Xがり患した疾病は頸肩腕障害および腰痛症であり、それぞれについて上肢障害および腰痛認定基準に照らし、業務の内容・性質・勤務状況、疾病の発症の経緯、発症前の健康状態、症状の推移と業務との対応関係、同種業務に従事する他の労働者に係る類似症状の発症の有無、疾病の医学的知見など、諸般の事情を考慮された。その結果、疾病とホームヘルパー業務との間の相当因果関係を肯定し**業務上**と認定された。

■ 解説 ■

頸肩腕障害などの上肢障害が労働災害と認定されるためには、①上肢などに負担のかかる作業を主とする業務に相当期間従事した後に発症したこと、②発症前に加重な業務に従事したこと、③加重な業務への就労と発症までの経過が、医学上妥当なものと認められることが必要である。

Xが従事していた訪問介護は「家事中心」「一部介護・家事」「介護・家事」というように、日常家事から身体を常時支えなければ姿勢を保持できない利用者に対し、主として身体介護を行いその合間に家事を行うものなど多種多様であった。

身体介護は、ベッドや布団、椅子、自動車等の相互間の移動（移乗）の介助、トイレ介助、衣服の着脱、着替え、清拭や足浴、入浴など、利用者が自力ですることが困難な日常生活活動全般の援助である。家事援

助は、風呂やトイレを含む掃除、布団干し、洗濯、買い物、調理など家事全般にわたる。

Xは1カ月あたり平均19回の頻度で身体介護を要する困難度の高い業務を分担しており、途中休憩期間もあったが、通算して7年以上業務に従事していた。

その間にXが従事した業務には利用者の身体を抱え上げたり支えたりする身体介護作業が多く含まれ、しかも、利用者の身体を移動させたり姿勢を変えたりする際には、高齢の利用者の身体に衝撃を与えないように、中腰の姿勢で利用者の身体を一定時間支え続けなければならなかった。布団干しや通院解除時の車いすの上げ下ろし、洗濯機を用いた洗濯、清拭や足浴に使う湯を入れたバケツの運搬、買い物、坂道を自転車で押して歩くことなど、重量物あるいはこれに準じる物の上げ下ろしや移動の作業も少なくないこと、清拭、（特に寝たきりの利用者の）着替え介助、足浴、入浴介助等、中腰の姿勢のまま上肢に力を入れて動かす必要のある作業も多かった。

さらに、利用者の身体は、一人の労働者が抱えて移動させるなどする対象としては極めて重量の大きい部類に属すると考えられるうえ、単なる重量物を取り扱う業務とは異なり、対象の多くが介護を要する高齢者である以上、利用者に危険や不快感を与えないように細心の注意を払った慎重な取り扱いが求められることも必要であった。そのようにXの従事していたホームヘルパー業務は頸肩腕部および腰部に対し、一般的な荷物その他の物品を取り扱う業務よりも量的、質的にはるかに上回る重い負荷のかかる作業を多く含むものであった。

また、作業場所は利用者の居宅であり、必ずしもスペースに余裕はなく、家具、日用品などが置いてある中での作業を強いられることにより、作業の難易度は高くなり、頸肩腕部および腰部への負担はその分増加した。また利用者の生活そのものに関与する業務であることから、利用者の身体はもとより、居宅や物品などを傷つけないようにしなければならない緊張や、円滑に業務を進めるため、利用者自身のみならず家族の要望に配慮する必要があるなど、精神的緊張やストレス、心理的要因による疲労が腰痛の原因となり得るものであった。



Xはとうとう左上肢のしびれにより鎮痛剤や湿布薬を処方されても改善せず、肩や腰の痛みが増し、夫にマッサージしてもらわないと眠ることもできなくなり、じっとしていると頸、肩、腕まで激しい痛みに襲われ食事も座って取ることができないほどになった。

これらによって、長年にわたりXの身体に生じた疲労を回復することは困難になり、Xの勤務状況は、頸肩腕部および腰部に生じた疲労を蓄積させた。

以上によって、Xが頸肩腕部および腰部に障害を発症したのは業務に起因するものと認められ、労働者災害補償法の業務起因性は肯定された。

◇ SRアップ21：www.srup21.or.jp